No. 71

発行 16.3.4

JR東労組 業務部

- 1. 災害対策基本法で定める防災基本計画に基づく、JR東日本のBCP(3
- 防災業務計画や既存の規定やルールに、BCPのエッセンスが入っているので制定する必要性はない。
- -ルのどの部分にエッセンスが入っているのか。 異体的に明らかにすること|別途示すことを確認||
- 2. 災害で被害を受けた線区の復旧は、企業の社会的責任としておこなうこと。
- 会 公共交通機関として、まちのインフラは重要である。鉄道事業者として、初動対応から復旧まで行 社 うことが責務である。どの線区でも考え方は変わらない。
- 9. 異常時に鉄道施設外への迅速な避難を可能にするため、沿線電話機と同間隔に非常口を設
- 異常時に鉄道敷地外に脱出できるところ。
- 津波想定箇所は、既存の設備を活用するため現行の設備で充分対応できる。
- 現場に合わせて増やすべきだ!

- 3. 災害に備えて自治体、消防署等と協議している内容を明らかにすること。
- 4. 災害発生時の各鉄道会社間の協議事項等を明らかにすること。
- 8. 自治体、消防署、地域住民およびJR東日本が合同で災害発生に備えた現地訓練を実施すること。

- 会 帰宅困難者対応を、駅長(実務者含)と自治体が協議を行っている。 社 自治体、地域住民との現地訓練や、各箇所で案内・誘導できる教 自治体、地域住民との現地訓練や、各箇所で案内・誘導できる教育は重要である。

線区の特情にあった訓練を全社員に実施することを改めて要請!!

- 5. 東日本大震災時に速やかに日本全国へ物資を輸送した経験をふまえ、災害時鉄道ネットワークの考え方について明らかにすること。
- 会 JR の社会的責任において、既存の鉄道ネットワークを維持し活用していく。
- 社 物資輸送の要請がなくても会社として必要と判断すれば取り組む。
- 🦊 地方の鉄道ネットワークも維持するべきだ! **斧** 首都圏を優先するのが国家的命題である。
- 6.全ての事業所に防災のプロを配置すること。
- 4 線区を熟知した防災のプロの配置を求める。
- 7. 全線区、全職場にJR東日本版「路線ハザードマップ」を策定すること。
- -ドマップや国土地理院の地図を活用して策定している。
- **社** タブレット端末に入っているのが JR 東日本のハザードマップである。
- **春** 現場独自で作成することもかまわない。 🦊 ハザードマップ作成までの過程が重要だ! 踏査してハザードマップを作成すること!!
- 10. 駅などを含めた当社施設については、命を守るための場所としての「一時いっとき)退避場所,及び命の危険が去った後に向かう場所としての「避難施設」として活用できるようにすること。 11. 災害によっては列車も「一時退避場所」となる場合も想定されるため、線区・地域の災害に対応できる車両の配置及び車両への非常用発電機を搭載すること。
- 会 東京 30km 圏内では約 200 駅が一時滞在場所として指定している。
- 災害時は、駅、ホテル、駅ビル等の安全性を確認し可能であれば、一時滞在場所として提供する。
- 舞 非常用発電機の列車搭載は物理的に難しい。 簡易トイレやアルミ保温シートを拡大すること。
- 12. 津波災害想定区間を走行する車両に乗務員用の救命胴衣を設置すること
- **奔** 乗務員の命を守ることは大切なことである。
- お客さまと一緒に逃げることに傾注することが大前提であり、救命胴衣の搭載は考えてい 社員が責任ある行動をとる中で、命を落とす危険性があってはならない!!

「たしろかある」とともにたたかい猿ころ川